

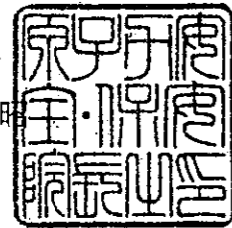
経済産業省

平成23・03・23原院第2号

東北地方太平洋沖地震被災地域における液化石油ガスを充てんする容器の表示の方法の特例について（内規）を次のように制定する。

平成23年3月25日

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



東北地方太平洋沖地震被災地域における液化石油ガスを充てんする容器の表示の方法の特例について（内規）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した地域内で使用する容器であつて、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成19・06・18原院第2号）（9）容器保安規則の運用及び解釈についての第10条関係（2）①に従うことが困難なものについては、迅速な被災者支援の観点から、平成23年6月10日までの間、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. ①柱書きの「塗料又ははがれるおそれのないシール」については、これ以外の方法であっても、水等に濡れても「氏名等」が判読できる方法であれば、差し支えないものとする。
2. ①（イ）及び①（ロ）に定める文字の色、字体、大きさについては、これ以外の色、字体、大きさであっても、「氏名等」が容易に判読できる色、字体（手書きを含む。）、大きさであれば、差し支えないものとする。

附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。